

令和6年度から

# 建築開発事業指導要綱

が変わります

## 洪水調整池設置基準の追加

市街化調整区域内の工業の土地利用を進める区域<sup>※1</sup>で、  
区域全体の面積が5ha以上ある区域内において  
一定規模以上の工事<sup>※2</sup>をする場合は、  
洪水調整池の設置<sup>※3</sup>が必要になります。



※1 都市計画法第34条第12号の条例で指定する区域

※2 開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為  
(第34条第12号許可以外の許可を含む)  
(住宅の建築を目的としたものを除く)

※3 貯留容量  $V=600A$   
V: 貯留容量 (㎡)、A: 開発区域面積 (ha)

## 市に帰属する道路等の 担保責任を明文化

開発許可を受けて道路等の公共施設  
が市に帰属する場合に隠れた瑕疵  
などで2年以内に破損があった場  
合の担保責任は、事業者が負います。



## 説明会の対象となる 近隣の関係者を変更

境界線から10m → 15m

関係する 町内会長 を追加

